

議案第 73 号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和 50 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項第 3 号中「第 15 条第 25 項第 1 号」を「第 15 条第 24 項第 1 号」に、「2 分の 1」を「3 分の 1」に改め、同項第 4 号中「第 15 条第 25 項第 2 号」を「第 15 条第 24 項第 2 号」に、「14 分の 11」を「2 分の 1」に改め、同項第 5 号中「第 15 条第 25 項第 3 号」を「第 15 条第 24 項第 3 号」に、「12 分の 7」を「2 分の 1」に改め、同項第 6 号中「第 15 条第 25 項第 4 号」を「第 15 条第 24 項第 4 号」に、「3 分の 1」を「12 分の 7」に改め、同項第 7 号中「第 15 条第 32 項」を「第 15 条第 31 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第 5 項の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

令和 8 年 9 月 1 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

地方税法が一部改正され、特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置が見直されたことに伴い、本市の固定資産税についてこれに応じた措置を講ずる等のため提案するものであります。